

第7節 急行券の発売

(急行券の発売)

第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。

(1) 特別急行券

イ 指定席特急券

(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。

a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。

b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。

(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。

(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。

(ホ) 前(イ)の規定により指定席特急券を発売する場合であって、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次に掲げる場合に限る。

a 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。

b 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき

ロ 立席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。

ハ 自由席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車若しくは第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。）を使用する場合又は第181条第1項ただし書の規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合であって、一方の旅客に寝台を指定しないとき（寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。）に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席又は寝台の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

ニ 特定特急券

次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)のjに定める区間にあつては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。

(イ) 新幹線

- a 隣接駅間（九州新幹線、郡山・福島間及び越前たけふ・敦賀間を除く。）及び以下の区間

東 京・新横浜間
三 島・静 岡間
静 岡・浜 松間
豊 橋・名古屋間
福 山・三 原間
三 原・広 島間
新山口・新下関間
東 京・大 宮間
古 川・一ノ関間
一ノ関・北 上間
北 上・盛 岡間
熊 谷・高 崎間
博 多・久留米間
新大村・長 崎間

- b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間
c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間
d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間
e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含

む。)の新幹線停車駅相互間(博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びaからdまでに定める区間を除く。)

f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間

g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間

h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間

i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間(a、f、g及びhに定める区間を除く。)

j 郡山・福島間

(ロ) 新幹線以外の線区

次に掲げる区間の特別急行列車の停車駅相互間とする。

鳥取・出雲市間(100キロメートル以内の区間を除く。)

米子・益田間(100キロメートル以内の区間を除く。)

福島・新庄間(奥羽本線経由に限る。)

盛岡・秋田間(田沢湖線・奥羽本線経由に限る。)

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。

(2) 普通急行券

普通急行列車の座席車(第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。)又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。

(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。

(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車す

- る区間を除く。
- (4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
 - (5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
 - (6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
 - (7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。
 - (8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。
 - (9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。
 - (10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
- 3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。
 - 4 特別急行列車の乗車区間の一部区間について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券、特定特急券又は未指定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。
 - 5 新幹線の2個以上の特別急行列車を駅において出場しないで乗り継ぐ旅客に対し、第1項第1号口及び第2項の規定により立席特急券を発売する場合は、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。
 - 6 前各項の規定によって急行券を発売する場合、2個以上の急行列車が一部区間を併結運転する場合の当該急行列車又は旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車は、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。ただし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車及び別に定める急行列車を除く。
 - 7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合（のぞみ号又はみずほ号（以下これらを「のぞ

み号等」という。) を乗り継いで乗車する場合及びのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。) であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売することがある。この場合、指定席特急券の発売にあたっては、乗車区間の一部について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間について座席を指定しないで発売することがある。また、立席特急券の発売にあたっては、別に定めるところによりその一部区間について乗車する列車を指定しないで発売することがある。

- 8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号(以下これらを「はやぶさ号等」という。)とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。
- 9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。
 - (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。
 - (2) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かささぎ号。
 - (3) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。
 - (4) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。
- 10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。
 - (1) 予讃線松山・八幡浜間(松山)
 - (2) 土讃線多度津・大歩危間(大歩危)
 - (3) 土讃線高知・窪川間(高知)
- 11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。

第57条の2 削除

(特定の特別急行券の発売)

第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の(b)の①及び(ハ)の b に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。

(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。

イ ロ以外の場合

別表第 1 号の 3 に掲げる期間内の日であるとき

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第 8 項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によって特別急行券を発売する場合を含む。）

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1 月 7 日から 2 月末日まで

4 月 21 日から同月 26 日まで

5 月 7 日から同月 10 日まで

6 月 1 日から 7 月 15 日まで

9 月 1 日から 10 月 10 日まで

11 月 1 日から 12 月 27 日まで

(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

イ ロ以外の場合

別表第 1 号の 4 に掲げる期間内の日であるとき

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第 8 項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によって特別急行券を発売する場合を含む。）

- (イ) 3月21日から4月5日まで
- (ロ) 8月1日から同月9日まで
- (ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき

- 7月1日から同月31日まで
- 9月1日から同月30日まで
- 10月1日から同月31日まで
- 11月1日から同月30日まで

- (3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

イ ロ以外の場合

別表第1号の5に掲げる期間内の日であるとき

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によって特別急行券を発売する場合を含む。）

- 1月1日から同月6日まで
- 4月27日から5月6日まで
- 8月10日から同月19日まで
- 12月28日から同月31日まで

- 2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

- (1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）

イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線

ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間

ハ 磐越西線中郡山・喜多方間

ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間

- ホ 九州旅客鉄道会社内各線
- (2) 七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間
- (3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の25km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。
- (4) 東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間
- イ 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。）、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。
- ロ 御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の30km以内の停車駅相互間。
- ハ 東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。
- (イ) 三 島・静 岡間
- (ロ) 静 岡・浜 松間
- (ハ) 豊 橋・名古屋間
- (5) 博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間
- (6) 上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間
- (7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間
- (8) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。
- 3 第 63 条第 1 項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合（特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。）は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。
- 4 旅客が、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区とを直通して運転する特別急行列車に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第 57 条第 2 項第 1 号の規定により 2 個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第 57 条第 2 項第 6 号の規定により 1 個の特別急行列車とみなす場合を含む。）を通じた全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券又は立席特急券を発売する。
- (1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）
- (2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）
- 5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の 2 個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含

む。)は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。

6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。

7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（ななつ星in九州号、或る列車号、36ぷらす3号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

8 旅客が、北陸新幹線富山・越前たけふ間の新幹線停車駅と、新幹線以外の線区の特別急行列車の停車駅との相互間を、次の各号の1に該当する列車に乗車し敦賀駅で出場しないで乗継ぎをする場合は、新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券又は自由席特急券を発売する。

(1) 特別急行列車しらさぎ号

(2) 特別急行列車サンダーバード号

(3) 別に定める特別急行列車

(特定の普通急行券の発売)

第57条の4 第57条第1項第2号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。

(1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間

(2) 七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く）

(3) 九州旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間

(4) 門司港若しくは下曾根・博多間、吉松・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く）

(5) 鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く）

(6) 国分・鹿児島中央間若しくは霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く）

(7) 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて普通急行券を発売するときを含む）、御殿場線中松田・沼津間、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運

転する普通急行列車の30km以内の停車駅相互間

(8) 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・熱海間、伊東線、白新線、羽越本線中新発田・秋田間、仙山線、北上線、磐越西線中郡山・喜多方間及び奥羽本線中秋田・青森間に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間

(急行券の特殊発売)

第57条の5 急行券を発売する際に、急行列車が約2時間以上遅延している場合又は約2時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであっても急行料金の払いもどしの請求をしないことを条件として遅延特約の急行券を発売する。この場合、割引の急行料金によって遅延特約の急行券を特別な条件を付して発売することがある。

2 車両の故障等により、固定編成車両（特別急行列車の編成用とした車両。以下同じ。）以外の車両によって全区間特別急行列車を運転する場合は、旅客が、編成車両の変更に伴う特別急行料金の払いもどしをしないことを条件として、特定の特別急行料金によって編成変更特約の立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売することがある。

3 のぞみ号等の車内において指定席特急券を発売する場合は、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、のぞみ号等の指定席の使用を開始した駅から前途ののぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。

4 はやぶさ号等の車内において指定席特急券を発売する場合は、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、はやぶさ号等の指定席の使用を開始した駅から前途のはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。

5 東京・京都間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の車内において指定席特急券を発売するとき（ただし、指定席使用区間が東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間となる場合に限る。）は、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であっても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。